

# 説 明 資 料

- 「国有財産の有効活用に関する報告書」のポイント  
（平成 19 年 6 月 15 日）別紙 1
- 閣僚懇談会における尾身財務大臣の発言要旨（平成  
19 年 6 月 19 日）別紙 2
- 経済財政諮問会議における尾身財務大臣の発言要旨  
（平成 19 年 6 月 19 日）別紙 3
- 国家公務員宿舎の移転・再配置を通じた都市再生の  
推進に関する連絡調整会議について（平成 18 年 8 月  
25 日）別紙 4
- 国有財産情報公開・売却等促進連絡会議の設置につ  
いて（平成 10 年 8 月 21 日）別紙 5

## 国有財産の有効活用に関する報告書のポイント

(国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議報告(19年6月15日公表))

### 1. 検討経過

- (1) 庁舎・宿舍について、売却・有効活用を進める観点から、徹底的に見直し。
- (2) 23区内339件全ての庁舎について、民間有識者が、現地視察や省庁・民間ヒアリングを含め、精力的に議論。
- (3) 23区外の宿舍についても、各財務局に民間有識者会議を設置し、検討。  
⇒「有効活用の基本方針」を策定。

### 2. 霞が関は売却せず、高層合同庁舎化

- (1) 内閣府(講堂等)を高層集約化(容積率500%・高さ65m程度)。
- (2) 財務省を高層合同庁舎化。
  - ・容積率(500%)の引上げ、歴史的建築物の取扱い等については、東京都・千代田区と協議。

### 3. 大手町は処分(2.4万㎡)

- (1) 気象庁は虎ノ門へ移転(危機管理能力も向上)。
- (2) 東京国税局は築地へ移転(納税者の利便は維持)。
- (3) 処分の具体的手法は今後検討。

### 4. 各種庁舎、会議室、研修所、倉庫

- (1) 有効活用されていないものは廃止(35箇所)
  - 例：五反田共用会議所(内閣法制局)
  - 千鳥ヶ淵(三番町共用会議所等)は公園化
- (2) 省庁別を改め、集約化(31箇所)
  - 例：共同研修所(西ヶ原)、共同倉庫(大井)
  - 税務署と法務局出張所などの合築(王子)

### 5. 23区外(札幌、仙台、関東、名古屋、大阪、広島、福岡等)の宿舍

- ・有効活用されていないもの、小規模なものは廃止。省庁別を改め集約化。
- ・1,014箇所(約6.1万戸) ⇒ 377箇所(約4.8万戸)
- ・この結果、309ha(東京ドーム67個分)の跡地を捻出。

### 6. 環境・まちづくり・景観に最大限配慮

- (1) 新庁舎は、最新鋭の環境対応型。
- (2) 霞が関は、景観と調和し、品格を備えた中央官庁街に。
- (3) 23区外の宿舍は、地域の活性化にも貢献(=地方公共団体とも連携)。

### 7. 売却収入の目安

「基本方針2006」(庁舎0.5兆円、宿舍1.0兆円)を上回る見込み。

- ・新庁舎の建設は、一般会計負担によらず、土地の売却収入の一部を充てる(特々会計の活用)。

### 8. 民間の知見を最大限活用

### 9. 公正・透明な手続で実施

閣僚懇談会における尾身財務大臣発言要旨  
〔平成 19 年 6 月 19 日（火）〕

今回、関係閣僚の御協力の下、霞が関などの庁舎や全国の宿舎の移転・再配置に関する報告書がとりまとめられましたので、御手元に配布させていただきました。

この報告書では、庁舎や宿舎の移転・再配置に当たっては、財政健全化への貢献を第一としつつ、環境や景観に配慮して進めていくべきことが提言されており、中でも、霞が関中央官庁街については、まず、内閣府と財務省の高層合同庁舎化を進めていくこととなっております。

総理に御報告いたしましたところ、「財政健全化への貢献を図るとともに、霞が関については、全体としての景観が大事であり、品格のあるものにするように」との御指示を頂いたところであります。

今後は、この報告書で提言されている移転・再配置を、総理の御指示を基に、経済財政諮問会議とも適切に連携しつつ、着実に実行してまいりたいと考えております。関係閣僚におかれましても、引き続き御協力をお願いいたします。

## 経済財政諮問会議における尾身財務大臣発言要旨

〔平成 19 年 6 月 19 日（火）〕

今般、霞が関などの庁舎や公務員宿舎といった、「国有財産の有効活用に関する報告書」が取りまとめられたので、お手元に配付させていただいた。

報告書では、庁舎や宿舎の移転・再配置に当たり、財政健全化への貢献を第一としつつ、環境や景観に配慮して進めていくべきことが提言されており、中でも霞が関中央官庁街については、まず内閣府と財務省の高層・合同庁舎化を進めていくことになっている。また、総理に御報告した際、総理から、財政健全化への貢献を図るとともに、霞が関については全体としての景観が大事であり、品格のあるものにするよう御指示をいただいている。

今後は、総理の御指示の下、経済財政諮問会議とも適切に連携しつつ、移転・再配置にしっかりと取り組んでまいりたい。

「国家公務員宿舍の移転・再配置を通じた都市再生の推進に関する連絡調整会議」  
設置要綱

## 1. 趣旨

都市再生プロジェクト「国家公務員宿舍の移転・再配置を通じた都市再生の推進」(平成 18 年 7 月 4 日都市再生本部決定)に内閣官房、関係府省、及び関係地方公共団体が連携して一体となって取り組むため、「国家公務員宿舍の移転・再配置を通じた都市再生の推進に関する連絡調整会議」(以下「会議」という。)を設置する。

## 2. 構成

会議は、以下の職にある者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- ・ 内閣官房都市再生本部事務局次長(議長)
- ・ 財務省理財局国有財産業務課長
- ・ 財務省関東財務局管財第一部長
- ・ 東京都知事本局参事(政策担当)
- ・ 東京都都市整備局開発プロジェクト推進担当部長
- ・ 千代田区まちづくり推進部長
- ・ 中央区都市整備部長
- ・ 港区用地活用・区有施設整備担当部長
- ・ 新宿区都市計画部長
- ・ 文京区企画政策部長
- ・ 江東区政策経営部長
- ・ 品川区企画部長
- ・ 目黒区都市整備部長
- ・ 大田区経営管理部長
- ・ 世田谷区都市整備部長
- ・ 渋谷区企画部長
- ・ 中野区都市整備部長
- ・ 杉並区都市整備部長
- ・ 豊島区政策経営部長
- ・ 北区まちづくり部長
- ・ 板橋区政策経営部長
- ・ 練馬区都市整備部長
- ・ 足立区都市整備部長
- ・ 葛飾区都市整備部長
- ・ 江戸川区都市開発部長

なお、上記各区については、必要に応じて会議に参加することとする。

### 3. 議事

- (1) 会議は、構成員の発意に基づき、任意に開催することができる。
- (2) 会議には、必要に応じ、各府省等の関係者を構成員として追加し、又はオブザーバーとして参加を要請することができる。
- (3) 会議及び会議資料は、原則非公開とする。ただし、議長が必要と判断した場合には公開することができる。

### 4. ワーキングの設置

- (1) 会議の下に、本都市再生プロジェクトを推進するための実務作業を連携して行なう「ワーキング」を設置する。
- (2) ワーキングの構成員は、会議の構成員の所属府省等における本都市再生プロジェクトに関連する業務を行なう担当者とする。
- (3) ワーキングの議事についても、会議と同様に扱う。

### 5. 事務処理

会議及びワーキングに関する事務は、内閣官房都市再生本部事務局において処理する。

### 6. その他

この設置要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、構成員の合議により定める。

### 附則

この要綱は、平成18年8月25日から施行する。

平成18年7月4日  
都市再生本部決定

## 都市再生プロジェクト（第十一次決定）

### 国家公務員宿舎の移転・再配置を通じた都市再生の推進

東京都区部における国家公務員宿舎（合同宿舎及び省庁別宿舎）の移転・再配置の機会をとらえ、利活用が可能なものについて、都市再生の推進に資する戦略的な活用等を促進する。

（１）国家公務員宿舎のうち、移転後の跡地の位置・規模等からみて、必要な都市機能の集積、幹線道路網の整備、密集市街地の整備改善、防災公園の整備、環境保全といった都市の諸課題の解決に資する利活用等が可能なものについては、移転の機をとらえて積極的に活用する。

また、その敷地が不整形あるいは接道条件不十分なもの等については、移転の機をとらえて周辺の敷地との一体化による整序を図ること等により、地域の価値の向上のため有効に活用する。

（２）必要な国家公務員宿舎を確保するため集約的に再整備するに当たっては、建設・維持管理等について民間の資金やノウハウ等を活用するＰＦＩ手法を積極的に導入する。

（３）これら移転・再配置を契機とした都市再生を効果的に進めるため、国や関係地方公共団体等による連携方法について早急に検討するとともに、これら主体が必要な協議・調整を行う体制を整備する。

# 国有財産の有効活用に関する地方有識者会議メンバー

(敬称略、座長を除き五十音順)

財務局名	所属	氏名	財務局名	所属	氏名
北海道財務局	北海道大学大学院工学研究科教授	小林 英嗣 (座長)	中国財務局	広島工業大学学長補佐・大学院環境学研究科教授	森保 洋之 (座長)
	(財)日本不動産研究所札幌支所長	市川 喜通		(社)中国地方総合研究センター常務理事	齋宮 正憲
	札幌市市民まちづくり局都市計画部長	猿田 昭治		広島市緑化推進審議会委員(株)アステック代表取締役社長	岩重 律子
	北海道建設部まちづくり局長	畑 秀叔		広島大学大学院法務研究科教授	岡本 友子
	公認会計士篠本道男事務所所長(公認会計士)	篠本 道男		広島市企画総務局計画担当局長	湯浅 敏郎
				(財)日本不動産研究所広島支所長	脇坂 重之
東北財務局	宮城大学事業構想学部教授	山田 晴義 (座長)	四国財務局	日本公認会計士協会四国会会長	岡林 正文 (座長)
	(社)宮城県不動産鑑定士協会会長	小関 富雄		香川県土木部長	久保 市郎
	東北大学大学院経済学研究科教授	増田 聡		四国不動産鑑定士協会連合会副会長	熊井 幸秀
	(社)東北経済連合会 総務企画部長	丸山 稔		香川大学工学部教授	土井 健司
	仙台市都市整備局次長	山田 文雄		香川県不動産鑑定士協会地価調査委員長	名淵 薫
				九州東海大学工学部教授	渡邊 千賀恵 (座長)
関東財務局	星総合法律事務所(弁護士)	星 德行 (座長)	九州財務局	(財)地域流通経済研究所主任研究員	秋野 裕子
	駒澤大学法学部政治学科助教授	内海 麻利		熊本大学工学部教授	石原 修
	関東地方知事会会長(茨城県知事)	橋本 昌		(社)九州・沖縄不動産鑑定士協会連合会副会長(不動産鑑定士)	西浄 隆志
	(社)不動産協会副理事長兼専務理事	林 桂一		熊本県土木部都市計画課長	山本 幸
	(財)日本不動産研究所理事東東京支所長	宮ヶ原 光正		熊本商工会議所専務理事	永田 昭三
				(財)福岡アジア都市研究所理事長	樗木 武 (座長)
北陸財務局	金沢工業大学環境・建築学部教授	谷 明彦 (座長)	福岡財務支局	福岡大学工学部教授	井上 信昭
	(財)北陸経済研究所主任研究員	倉嶋 英二		(株)大貝環境計画研究所代表取締役所長	大貝 知子
	(財)日本不動産研究所金沢支所長	小室 直人		(財)日本不動産研究所福岡支所長	平山 和典
	石川県土木部長	小間井 孝吉		福岡市都市整備局都市計画部長	松本 法雄
	福井大学工学部教授	野嶋 慎二			
	富山県土木部長	埴生 雅章		(社)日本不動産鑑定協会理事	玉那覇 兼雄 (座長)
	金沢大学教育学部教授	山岸 雅子	那覇市都市計画部長	上間 豊春	
東海財務局	中京大学総合政策学部部長	奥野 信宏 (座長)	沖縄総合事務局	沖縄県土木建築部建築都市統括監	臼井 栄
	名古屋文化短期大学教授	志水 暎子		沖縄大学法経学部助教授	小野 啓子
	名古屋市住宅都市局都市計画部長	田宮 正道		沖縄県土地家屋調査士会会長	金城 榮秀
	愛知県不動産鑑定士協会会長	前川 桂子		北中城村参与	高嶺 晃
	日本公認会計士協会東海会会長	前川 三喜男		浦添市都市計画部長	松川 洋明
近畿財務局	大阪大学大学院経済学研究科兼国際公共政策研究科教授	齊藤 慎 (座長)			
	関西学院大学総合政策学部教授	角野 幸博			
	中木公認会計士事務所(公認会計士)	中木 福義			
	大阪市計画調整局理事兼開発企画部長	中村 陽一			
	(財)日本不動産研究所理事大阪支所長(不動産鑑定士)	吉村 彰彦			

## 国有財産情報公開・売却等促進連絡会議の設置について

平成 10 年 8 月 21 日  
 関係省庁等申合せ  
 平成 13 年 1 月 6 日一部改正

1. 国有財産に関する情報公開を推進するとともに、売却・転用促進を図るため、内閣に国有財産情報公開・売却等促進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議においては、国有財産の現状に関する情報公開を推進するための基本方針の策定、売却及び転用すべき財産の調査、その処理方針の策定等を行う。
3. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要に応じ、構成員を追加することができる。
 

議長	内閣官房副長官補	
構成員	内閣総務官	内閣法制局総務主幹
	人事院事務総局総務局長	内閣府大臣官房長
	警察庁長官官房長	防衛庁防衛参事官
	金融庁総務企画局長	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房長	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房長	財務省理財局長
	文部科学省大臣官房長	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長	経済産業省大臣官房長
	国土交通省大臣官房長	環境省大臣官房長
ガザハ-	衆議院事務局庶務部長	参議院事務局管理部長
	最高裁判所事務総局経理局長	会計検査院事務総局次長
4. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、議長の指名した官職にある者とする。
5. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
6. 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、財務省理財局の協力を得て、内閣官房において処理する。
7. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。